

令和6年度 新たに利用定員を設定する教育・保育施設について

1. 趣旨

特定教育・保育施設等の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、「子ども・子育て会議」の意見を聴取する必要がある旨、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項（別紙2参照）に規定されていることから、令和6年度に新たな利用定員を設定することについてのご意見を伺うものです。

2. 新たに定める利用定員について（表1）

今回利用定員を定める施設は全て公募によらず、整備補助を伴わない施設です。詳細については、別紙1「1. 令和6年度新たに開園及び移行する施設について」をご参照ください。

表1

単位：人

| 区 | 新たな利用定員を設定する施設数 | 1号 | 2号 | 3号 (1,2歳) | 3号 (0歳) | 計 |
|-----------|-----------------|------------|-----------|--------------|------------|------------|
| 堺 | 3施設 | 155 | 51 | 0 | 0 | 206 |
| 中 | 0施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東 | 0施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 西 | 1施設 | 270 | 30 | 0 | 0 | 300 |
| 南 | 0施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 北 | 1施設 | 0 | 12 | 0 | 0 | 12 |
| 美原 | 0施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全市 | 5施設 | 425 | 93 | 0 | 0 | 518 |

【1～3号の認定区分について】

1号（認定）児童・・・満3歳以上で、保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）がなく、教育標準時間4時間程度で通園する児童。

2号（認定）児童・・・満3歳以上で、保育に必要な事由があり、保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する児童。

3号（認定）児童・・・満3歳未満で、保育に必要な事由があり、保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する児童。

3. 堺市子ども・子育て総合プランにおける令和6年度必要整備量について（表2）

「堺市子ども・子育て総合プラン」とは、子ども・子育て支援法第61条（別紙2参照）において策定することとされている「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、堺市においては、令和2年3月に策定しています。本計画において、量の見込み（ニーズ）や供給体制の確保方策を設定しています。堺市における令和6年度必要整備量は表2のとおりです。なお、必要整備量とは量の見込み（ニーズ）に対し、整備を必要とする受入枠の量です。「量の見込み（ニーズ）」は、主に過去の傾向などから予測された令和6年度の就学前児童数に特定・教育保育施設への申込率を乗じて算出しています。

表2

単位：人

| 区 | 2号 | 3号 (1,2歳) | 3号 (0歳) | 計 |
|----|----|--------------|------------|----|
| 堺 | 0 | 23 | 0 | 23 |
| 中 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東 | 0 | 24 | 0 | 24 |
| 西 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 北 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 美原 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全市 | 0 | 47 | 0 | 47 |

※ 1号の必要整備量は事業計画、量の見込みに対して供給量が大幅に上回っているため、表示していません。

4. 令和6年度新たな利用定員と必要整備量との差について（表3）

表1における令和6年度新たな利用定員から表2における令和6年度必要整備量を差し引いた量は表3のとおりとなります。保育需要の動向を注視しながら受入枠の確保に取り組んだため、一部の区域・号において、必要整備量に達していませんが、結果としては、令和3～5年と3年連続で待機児童数「0人」を達成しています。受入枠の確保については、引き続き保育需要の動向を注視しながら取り組んでいきます。（下表において、▲で表示されている箇所が、必要整備量に達していない部分です。）

なお、必要整備量を満たしているにも関わらず、新たな利用定員を設定している区域・号があるのは、公募以外の施設については、事業者からの申請に基づき、認可を行うものであり、認定こども園法等の規定上、「子ども子育て支援事業計画に支障があると認められる場合は、認可しないことができる」とあるものの、現在の必要整備量の状況からは、子ども・子育て支援事業計画に明確な支障があると認められるものではないことから基準を満たす施設について認可を行うことによるものです。

表3

単位：人

| 区 | 2号 | 3号 (1,2歳) | 3号 (0歳) | 計 |
|----|----|--------------|------------|------|
| 堺 | 51 | ▲ 23 | 0 | 28 |
| 中 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東 | 0 | ▲ 24 | 0 | ▲ 24 |
| 西 | 30 | 0 | 0 | 30 |
| 南 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 北 | 12 | 0 | 0 | 12 |
| 美原 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全市 | 93 | ▲ 47 | 0 | 46 |

(参考) 令和 6 年度新たに利用定員を設定する施設の一覧について

1. 令和 6 年度新たに開園及び移行する施設について

| 区 | 施設名 | 施設類型 | 利用定員設定の理由 | 令和 6 年度利用定員 | | | | |
|---|----------------|---------------|------------------|-------------|----|--------------|------------|-----|
| | | | | 1号 | 2号 | 3号 (1,2歳) | 3号 (0歳) | 計 |
| 堺 | 認定こども園 賢明学院幼稚園 | 幼稚園型認定こども園 | 私学助成幼稚園からの移行 | 105 | 30 | 0 | 0 | 135 |
| | きらら保育園 七道※1 | 保育所 | 小規模保育事業 A 型からの移行 | 0 | 21 | 14 | 5 | 40 |
| | 堺東幼稚園 | 幼稚園 (新制度) | 私学助成幼稚園からの移行 | 50 | 0 | 0 | 0 | 50 |
| 西 | 認定こども園 暁幼稚園 | 幼稚園型認定こども園 | 私学助成幼稚園からの移行 | 270 | 30 | 0 | 0 | 300 |
| 北 | なるなる幼保園※2 | 特区小規模保育事業 A 型 | 新規開設 | 0 | 12 | 0 | 0 | 12 |

※1 の園については、小規模保育事業 A 型から保育所への移行であり、この園のもともとの利用定員 (3号) の合計 19 人を差し引いた定員を表 1 の令和 6 年度の新たな利用定員へ反映しています。

※2 の園についても、既に隣で 0~2 歳児受入施設である小規模保育事業を実施しており、今回、3~5 歳児を継続して受入れできるようにするため、隣接地にて特区小規模保育事業を開設するものです。

新たに利用定員を設定することに係る関係法令について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）より一部抜粋

※ 1

（特定教育・保育施設の確認）

第 3 1 条第 2 項 市町村長は、特定教育・保育施設※^①の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第 4 3 条第 2 項 市町村長は、特定地域型保育事業※^②の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない

【解説】上記により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を市が定めるときは審議会等（子ども子育て会議）の意見を聴くこととされています。

【用語の解説】※^①特定教育・保育施設・・・平成 27 年 4 月から開始した「子ども・子育て支援新制度」により施設を運営する認定こども園、保育所及び幼稚園を総称する名称

※^②特定地域型保育事業・・・平成 27 年 4 月から開始した「子ども・子育て支援新制度」により施設を運営する小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業等の保育事業者を総称する名称

※ 2

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 6 1 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【解説】上記により、市は、令和 2 年 3 月に、5 年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」である「堺市子ども・子育て総合プラン（第 2 期堺市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しています。この中において、表 2 にある「令和 6 年度必要整備量（人）」を設定しています。